事 務 連 絡 令和4年9月26日

介護予防訪問リハビリテーション事業所 管理者 介護予防通所リハビリテーション事業所 管理者 様

長野市長 荻 原 健 司 (保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和5年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると 翌年度から加算が算定できるものです。令和5年度の事業所評価加算の算定を希望される事 業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いいたします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要 はありません。

記

1 提出書類

- (1) (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)
- ※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 組織で探す > 高齢者活躍支援課 > 介護保険事業者の皆様へ > 指定・更新・変更・体制等に関する届出について > 居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス > 介護給付費算定に係る様式一覧

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和4年10月14日(金)

4 提出先

長野市役所第二庁舎1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

5 参考

※【 】内は介護予防通所リハビリテーションについての内容になります。

(1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、【選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス)を行う】介護予防訪問【通所】リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間(各年1月から12月)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算(120単位/月)を行うものです。

(2) 算定のための基準

ア 介護予防訪問リハビリテーション

- (ア) 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。
- (4) 評価基準値が 0.7以上であること。
 - ※ 評価基準値= (要支援状態区分の維持者数+改善者数×2) / (評価対象期間 内に介護予防訪問介護リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・ 変更認定を受けた者の数)

イ 介護予防通所リハビリテーション

- (ア) 選択的サービスをおこなっていること。
- (4) 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。
- (ウ) 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上が選択的サービスを実施していること。
- (エ) 評価基準値が 0.7以上であること。
 - ※ 評価基準値= (要支援状態区分の維持者数+改善者数×2) / (評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数)

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL: 026-224-5094 FAX: 026-224-5126

E-mail: kourei@city.nagano.lg.jp

事 務 連 絡 令和4年9月26日

介護予防通所介護相当サービス事業所管理者様

長野市長 荻 原 健 司 (保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和5年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると 翌年度から加算が算定できるものです。令和5年度に本加算の算定を希望する事業所にお かれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要 はありません。

記

1 提出書類

- (1) (別紙36) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-4) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 組織でさがす > 高齢者活躍支援課 > 介護保険事業者の皆様へ > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の皆さんへ

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和4年10月14日(金)

4 提出先

長野市役所第二庁舎1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

5 参考

(1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス)を行う介護予防通所介護相当サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間(各年1月から12月)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算(120単位/月)を行うものです。

(2) 算定のための基準

- ア 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。
- イ 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上選択的サービスを実施している こと。
- ウ 評価基準値が 0.7以上であること。
 - ※ 評価基準値= (要支援状態区分の維持者数+改善者数×2) / (評価対象期間内 に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数)

		現在の状態			
		要支援 2	要支援 1	事業対象者	事業対象外(※)
元の状態	要支援2	A	В	A	В
	要支援1	_	A	A	В
	事業対象者	A	A	A	В

※要介護者になった者を除く

凡例: A…維持、B…改善、-…悪化

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL: 026-224-5094 FAX: 026-224-5126

E-mail: kourei@city.nagano.lg.jp